

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年9月11日（令和5年（行個）諮問第217号）

答申日：令和6年6月19日（令和6年度（行個）答申第41号）

事件名：本人が特定日に特定労働局長に提出した苦情処理申出書によって実施された苦情処理委員会の審理内容に係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求者が、令和4年特定月日付けで特定労働局長に提出した苦情処理申出書（人事評価制度に基づくもの）によって実施された苦情処理委員会の審理内容について記載された文書及び添付書類一式」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月15日付け特定番号により特定労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 一部開示決定が、法78条1項7号へに該当しない部分についてまで不開示とされていることから、本件審査請求をするものである。

イ 一部開示決定は、審査請求人が令和4年10月28日付けで特定労働局長に提出した苦情処理申出書によって実施された苦情処理委員会の審理内容等について記載された文書について行われたものであり、苦情処理申出書には要旨次のとおりを記載している。

（ア）〇〇説明会の日程を特定機関特定役職（以下「特定役職」という。）は、審査請求人から伝達されなかったと申し立てているが、審査請求人は日程を知った直後に特定役職に伝達している。

（イ）〇〇調査復命書の作成に当たり、特定役職がトンチンカンな指示を出した。

(ウ) 特定役職は、職員の悪口を公然としている。

ウ 審査請求人は上記イのとおり苦情処理申出書を提出したのであるから、苦情処理委員会において、次の事実認定が行われたはずである。

(ア) 審査請求人は、〇〇説明会の日程を特定役職に伝えたのか否か。

(イ) 特定役職がトンチンカンな指示を出したのか否か。

(ウ) 特定役職は、職員の悪口を公然としていたか否か。

これら事実認定に基づいて行われた検討は別として、これら事実認定の結論、理由等は、審査請求人の評価ではないのであり、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報に該当しないのであるから、これら事実認定に関する部分については審査請求人に開示されなければならない。

付言すると、苦情処理委員会の事実認定如何によっては、真実とは異なる事由により苦情処理委員会において不当な結果が結論づけられたことになり、また、審査請求人が苦情申出書に記載した事項を審理していないのであれば、審理不尽である。これらは、国家賠償請求の根拠となり得るのであるから、審査請求人に開示されるべきである。

エ 上記ウの事実認定以外の箇所についても、苦情処理委員会の構成員等を明らかにしないのであれば、審査請求人は関係者個人を特定できないのであって、これら関係者は審査請求人からの反発、苦情、非難等を受け得ないのであるから、上記ウに関するもの以外にも開示しなければならない箇所があるはずである。

## (2) 意見書

令和5年6月12日付け審査請求書（上記（1））の内容の繰り返しになるので、多くは述べないが、私が知りたいのは、苦情処理委員会が行った事実認定である。諮問庁から提出された理由説明書は、事実認定の過程を不開示とすることに執着しており、的確な意見書ではないので、どう意見を述べてよいか困惑する。

あえて意見を述べるとすれば、諮問庁から提出された理由説明書は、「申立人から反発、苦情、非難等を受けることにより、率直な意見の交換が阻害され～」と繰り返しており、壊れたテープレコーダーのようである。

また、「反発等を受けるから困る」とも馬鹿の一つ覚えのように繰り返し述べているが、意味が分からない。自分の意見に自信があれば、反発等があっても気にする必要がない。そもそも、私は、反発等をしようにも、誰に反発してよいか分からない。

また、「批評評価者（原文ママ）と評価者との間の信頼関係が失われる」などという戯言もあるが、元々無い信頼関係は失われることはないので

心配する必要はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人（以下、第3において「請求人」という。）は、開示請求者として、令和5年3月24日付け（同月27日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、「開示請求者が、令和4年特定月日付けで特定労働局長に提出した苦情処理申出書（人事評価制度に基づくもの。）によって実施された苦情処理委員会の審理内容について記載された文書及び添付書類一式」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求人はこれを不服として、同年6月12日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示情報の適用条項を追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

請求人が開示を求める保有個人情報は「令和4年特定月日付けで特定労働局長に提出した苦情処理申出書（人事評価制度に基づくもの）によって実施された苦情処理委員会の審理内容について記載された文書及び添付書類一式」であり、処分庁は、「特定労働局苦情処理委員会における審理結果の報告について」と題する起案文書一式（以下「本件文書」という。）に記録された請求人を本人とする保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定している。

本件文書は、決裁の対象文書である「特定労働局苦情処理委員会における審理結果の報告について（案）」（別紙に掲げる文書番号1）及びその添付資料（別紙に掲げる文書番号2ないし19）により構成されている。

##### (2) 不開示情報該当性について

ア 本件文書のうち「特定労働局苦情処理委員会議事概要」（対象文書3～4頁）「人事評価苦情処理審理結果」（対象文書7～8頁）の不開示とした情報については、苦情処理委員会（以下「委員会」という。）における具体的な審理及び当該苦情処理申出事案の基となった人事評価結果に係る評価者に対する委員会の考察、見解等について記載されているものである。これらの情報が開示されることとなれば、申立人から反発、苦情、非難等を受けることにより、率直な意見の交

換が阻害され、恣意的な結論に至ることなどにより、委員会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法78条1項6号に掲げる不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該不開示部分を開示した場合、委員会の調査における具体的な審理の手法や審理の着眼点が明らかになることにより、事情聴取を受ける評価者や被評価者がその着眼点を意識し、ありのままの率直な見解を述べなくなるおそれがある。したがって、当該不開示部分を開示することにより正確かつ詳細な人事情報の把握を困難にし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号へに掲げる不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 本件文書のうち「調書（調査報告書）」（対象文書10頁）において不開示とした「個別評語 評価者評価」「個別評語 調整者」「評価者評価 所見」及び「調整者 所見」の情報は、委員会が行う調査・検討の過程で、評価者等が被評価者（請求人）に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものである。これらの情報が開示されると、被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によって、その後の業務運営が困難になることを恐れ、申立人に有利になるような意見を付したりすることとなるおそれがあるため、法78条1項6号に掲げる不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該不開示部分の内容が開示されることとなれば、今後行われる人事評価において、評価者等が開示されることを警戒して率直な評価を記載することが困難になる場合が想定され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号へに掲げる不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、本件文書のうち「調書（調査報告書）」（対象文書12, 13頁）において不開示とした「調査結果」及び「まとめ」の情報は、委員会における具体的な審理及び当該苦情処理申出事案の基となった人事評価結果に係る評価者に対する委員会の考察、見解等について記載されているものである。これらの情報が開示されることとなれば、申立人から反発、苦情、非難等を受けることにより、率直な意見の交換が阻害され、恣意的な結論に至ることなどにより、委員会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法78条1項6号に掲げる不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該不開示部分を開示して委員会の調査における具体的な審

理の手法や審理の着眼点が明らかになることにより、事情聴取を受ける評価者や被評価者がその着眼点を意識し、ありのままの率直な見解を述べなくなるおそれがある。したがって、当該部分を開示することにより正確かつ詳細な人事情報の把握を困難にし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号へに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 本件文書のうち「能力の評価に係る自己申告、評価者の所見等」（対象文書14頁）において不開示とした情報については、委員会が行う調査・検討の過程で、評価者等が被評価者（請求人）に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものである。これらの情報が開示されると、被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によって、その後の業務運営が困難になることを恐れ、申立人に有利になるような意見を付したりすることとなるおそれがあるため、法78条1項6号に掲げる不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該不開示部分の内容が開示されることとなれば、今後行われる人事評価において、評価者等が開示されることを警戒して率直な評価を記載することが困難になる場合が想定され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号へに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ 本件文書のうち「調査結果（協調性）」（対象文書15頁）「調査結果（業務遂行）」（対象文書16頁）「調査結果（説明）」（対象文書17頁）において不開示とした「評価者の所見、個別評語」及び「評価者の主張」の情報については、委員会が行う調査・検討の過程で、評価者等が被評価者（請求人）に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものである。これらの情報が開示されると、被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によって、その後の業務運営が困難になることを恐れ、申立人に有利になるような意見を付したりすることとなるおそれがあるため、法78条1項6号に掲げる不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該不開示部分の内容が開示されることとなれば、今後行われる人事評価において、評価者等が開示されることを警戒して率直な評価を記載することが困難になる場合が想定され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号へに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、「調査結果（協調性）」（対象文書15頁）「調査結果（業務遂行）」（対象文書16頁）「調査結果（説明）」（対象文書17頁）において不開示とした「調査結果」の情報については、委員会における具体的な審理及び当該苦情処理申出事案の基となった人事評価結果に係る評価者に対する委員会の考察、見解等について記載されているものである。これらの情報が開示されることとなれば、申立人から反発、苦情、非難等を受けることにより、率直な意見の交換が阻害され、恣意的な結論に至ることなどにより、委員会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法78条1項6号に掲げる不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該不開示部分を開示して委員会の調査における具体的な審理の手法や審理の着眼点が明らかになることにより、事情聴取を受ける評価者や被評価者がその着眼点を意識し、ありのままの率直な見解を述べなくなるおそれがある。したがって、当該不開示部分を開示することにより正確かつ詳細な人事情報の把握を困難にし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号へに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

オ 本件文書のうち「評価者から提出された資料（請求人にかかる行動記録）」（対象文書23頁～43頁）において不開示とした情報については、委員会が行う調査・検討の過程で、評価者等が被評価者（請求人）に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものである。これらの情報が開示されると、被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によって、その後の業務運営が困難になることを恐れ、職務行動記録書に率直かつ詳細な記載をすることをちゅうちょし、これにより正確かつ詳細な人事情報の把握や適切な人事評価を行うことができなくなる恐れがあるため、法78条1項7号へに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

カ 本件文書のうち「評価者から提出された資料（評価結果の開示について）」（対象文書44頁）「苦情処理窓口が収集した資料等（評価者に係る聴取書）」（対象文書61頁～79頁）については、委員会が行う調査・検討の過程で、評価者等が被評価者（請求人）に開示されることを想定せずに率直な供述及び資料提供を行っているものである。これらの情報が開示されると、被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によって、その後の業務運営が困難になることを恐れ、申立人に有利になるような意見や資料提供をすることとなるおそれがあるため、法78条1項6号の不開示情報に該当し、不開示と

することが妥当である。

また、当該不開示部分の内容が開示されることとなれば、今後行われる人事評価において、評価者等が開示されることを警戒して率直な評価の記載や判断をすることが困難になる場合が想定され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号へに掲げる不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

### (3) 請求人の主張について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書において「法78条1項7号へに該当しない部分まで不開示となっているため、原処分の取消しを求める」旨主張しているが、不開示情報該当性については、上記(2)で述べたとおりであることから、その主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

## 4 結論

以上のことから、本件審査請求については、不開示情報の適用条項として、法78条1項6号を追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年9月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年10月19日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和6年5月23日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年6月13日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法78条1項7号へに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、上記第2の2(1)のとおり、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、不開示部分の一部は法78条1項6号にも該当するとして同号の不開示理由を追加した上で、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和4年特定月日付けで提出した苦情処理申出書（人事評価制度に基づくもの）によって実施された

苦情処理委員会の審理内容について記載された文書である。

国家公務員に係る人事評価については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）によりその実施が規定され、同法第3章第4節の規定及び人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号。以下「政令」という。）の規定並びにこれらの規定に基づき所轄庁の長が定めた人事評価の実施に関する規程（以下「人事評価実施規程」という。）に基づいて実施するものとされている。

当審査会において、諮問庁から厚生労働省人事評価実施規定（平成21年9月14日厚生労働省訓第30号）の提示を受け確認したところ、同訓令15条において、人事評価に関する苦情への対応について定められており、当審査会事務局職員をして諮問庁へ確認させたところ、本件対象保有個人情報、同条に基づき実施された苦情処理審理機関による審理に関する文書であるとのことであった。

(2) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 文書番号3「人事評価苦情処理審理結果」及び文書番号5「調書（調査報告書）」の不開示部分のうち、別表の3欄（文書番号5については（1））に掲げる部分に記載された情報は、同一の記載が原処分において開示されている。

このため、当該部分は審査請求人が知り得る情報であり、これを開示しても、申立人から反発、苦情、非難等を受けることにより、率直な意見の交換が阻害され、恣意的な結論に至ることなどにより、委員会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、また、正確かつ詳細な人事情報の把握を困難にし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項6号及び7号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書番号5「調書（調査報告書）」の不開示部分のうち、別紙の3欄（2）に掲げる部分は、人事評価結果に係る被評価者に対する委員会の考察、見解とは言えず、これを開示しても、正確かつ詳細な人事情報の把握を困難にし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

さらに、当該部分を開示しても、委員会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項6号及び7号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 文書番号12は、評価者から提出された資料であるが、別表の3欄に掲げる部分である文書の表題は原処分において明らかにされている。

また、文書番号17も同様に、苦情処理窓口が収集した資料等であるが、評価者に係る聴取書であることが原処分において明らかにされているため、別表の3欄に掲げる部分である文書の表題、様式、定型的な記載及び聴取対象者は審査請求人が推認できる情報である。

このため、当該部分を開示しても、被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によって、その後の業務運営が困難になることを恐れ、申立人に有利になるような意見や資料提供をすることとなるおそれがあるとは認められず、また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項6号及び7号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 文書番号2、文書番号3及び文書番号5ないし9

(ア) 当該部分は、特定労働局苦情処理委員会議事概要、人事評価苦情処理審理結果、調書（調査報告書）等であり、不開示部分には、当該苦情処理申出事案の基となった人事評価の個別評語、全体評語の評価者評価及びそれぞれの所見並びに委員会における具体的な審理内容、考察、見解等について記載されているものと認められる。

(イ) 人事評価制度は、政令9条により、①評価者が、被評価者について、個別評語及び評価者としての全体評語を付すことにより評価を行い、②その評価者による評価について、調整者が審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整を行い、③その調整者による調整について、実施権者が審査を行い、当該評価が適当である旨の確認を行うものとされている。また、政令10条により、実施権者が上記確認を行った後、評価の結果を当該被評価者に開示するものとされ、人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成21年内閣府令第3号。以下「内閣官房令」という。）3条において、評価結果の開示は、実施権者により確認された全体評語を含むものでなければならないとされており、最低限、実施権者により確認された全体評語は被評価者に開示することが求められているが、それ以外の評価結果については、各所轄庁の長が人事評価実施規程において開示範囲を定めることとされていると認められる。

(ウ) そこで、厚生労働省人事評価実施規定を確認したところ、同規定8条において、評価結果の開示は、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するものと定められていることから、当該不開示部分のうち当該苦情処理申出事案の基となった人事評価結果の評価者の所見及び個別評語等にかかる部分は、同規定により開示の対象から除か

れている部分と認められる。そうすると、当該部分は、同規定を前提とした評価者等が、被評価者（審査請求人）に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものと推察され、これらを開示すると、今後行われる人事評価において、評価者等が率直な評価を記載することが困難になる場合も想定され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法78条1項7号への不開示情報に該当し、同項6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(エ) また、当該不開示部分のうち、委員会における具体的な審理内容等は、当該苦情申立を受け委員会が行う調査・検討の過程で、調査者等が被評価者（審査請求人）に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものと認められ、委員会の調査における具体的な審理の手法や審理の着眼点が明らかになることにより、事情聴取を受ける評価者や被評価者がその着眼点を意識し、ありのままの率直な見解を述べなくなるおそれがあるなど人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は、これを否定できない。

したがって、これらの部分は、法78条1項7号へに該当し、同項6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### イ 文書番号11

文書番号11は、「評価者から提出された資料（審査請求人にかかる行動記録）」であり、委員会が行う調査・検討の過程で、評価者等が被評価者（審査請求人）に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものと推認できる。これを開示すると、職務行動記録書に率直かつ詳細な記載をすることをちゅうちょし、これにより正確かつ詳細な人事情報の把握や適切な人事評価を行うことができなくなるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号へに該当することから、不開示としたことは妥当である。

#### ウ 文書番号12及び文書番号17

文書番号12及び文書番号17は、「評価者から提出された資料（評価結果の開示について）」及び「苦情処理窓口が収集した評価者に係る聴取書」の記載である。当該部分は、評価者が行った被評価者（審査請求人）に対する人事評価に関し、その詳細を説明したものであることから、上記ア（ウ）と同様の理由により、これを開示すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保

に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法78条1項7号へに該当し、同項6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第2の2(1)ウにおいて、開示を求めている情報は、審査請求人の評価に関する情報ではないので、法78条1項7号への不開示情報には該当しない旨主張するが、苦情処理委員会は、人事評価制度に基づき、被評価者から申出のあった苦情について審査を行う機関であるため、一般的にその目的の範囲内の活動に関する情報は、同項7号への不開示事由に該当し得ないものとはいえない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項7号へに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同項6号及び7号へに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同項7号へに該当すると認められるので、同項6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項6号及び7号へのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

## 別紙

- ・「特定労働局苦情処理委員会における審理結果の報告について（案）」（文書番号1）
- ・「特定労働局苦情処理委員会議事概要」（文書番号2）
- ・「人事評価苦情処理審理結果」（文書番号3）
- ・「特定労働局苦情処理委員会における審理結果の報告について」（文書番号4）
- ・「調書（調査報告書）」（文書番号5）
- ・「能力の評価に係る自己申告，評価者の所見等」（文書番号6）
- ・「調査結果（協調性）」（文書番号7）
- ・「調査結果（業務遂行）」（文書番号8）
- ・「調査結果（説明）」（文書番号9）
- ・「申出者から提出された資料（苦情処理申出書）」（文書番号10）
- ・「評価者から提出された資料（審査請求人にかかる行動記録）」（文書番号11）
- ・「評価者から提出された資料（評価結果の開示について）」（文書番号12）
- ・「評価者から提出された資料（災害調査復命書の修正案）」（文書番号13）
- ・「評価者から提出された資料（審査請求人の出勤簿）」（文書番号14）
- ・「苦情処理窓口が収集した資料等（申出者に係る聴取書1）」（文書番号15）
- ・「苦情処理窓口が収集した資料等（申出者に係る聴取書2）」（文書番号16）
- ・「苦情処理窓口が収集した資料等（評価者に係る聴取書）」（文書番号17）
- ・「苦情処理窓口が収集した資料等（災害調査復命書の確定版）」（文書番号18）
- ・「苦情処理窓口が収集した資料等（災害調査処理要領）」（文書番号19）

注 当審査会事務局において，便宜的に文書番号を付与した。

別表 不開示情報該当性

1 文書名等		頁	2 法 7 8条1項該 当号	3 新たに開示すべき部分	
文書番号	文書名				
2	「特定労働局苦情 処理委員会議事概 要」	3, 4	6号, 7 号へ	—	
3	「人事評価苦情処 理審理結果」	7, 8		審理結果欄不開示部分2行目 ないし4行目, 判断理由欄不 開示部分1行目	
5	「調書(調査報告 書)」	10 ~1 3		(1) 13頁「6 まとめ」 不開示部分5行目 (2) 13頁「6 まとめ」 不開示部分6行目ないし8行 目	
6	「能力の評価に係 る自己申告, 評価 者の所見等」	14		—	
7	「調査結果(協調 性)」	15		—	
8	「調査結果(業務 遂行)」	16		—	
9	「調査結果(説 明)」	17		—	
1 1	「評価者から提出 された資料(審査 請求人にかかる行 動記録)」	22 ~4 3		7号へ	—
1 2	「評価者から提出 された資料(評価 結果の開示につい て)」	44		6号, 7 号へ	1行目
1 7	「苦情処理窓口が 収集した資料等 (評価者に係る聴 取書)」	61 ~7 9	61頁枠内1行目, 2行目1 文字目, 2文字目, 3行目, 4行目, 5行目1文字目ない し4文字目, 6行目ないし9 行目, 73頁枠内14行目な		

				いし最終行
--	--	--	--	-------

注1 本表は当審査会事務局において作成した。

注2 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書の1枚目ないし79枚目に1頁ないし79頁と付番したものを「頁」として記載している。

注3 不開示箇所のない文書番号1，文書番号4，文書番号10，文書番号13ないし16，文書番号18及び文書番号19の記載は省略している。